

## 指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

東洋シャッター 株式会社

大阪府大阪市中央区南船場 2-3-2

2. 指名停止措置期間

令和 8 年 5 月 1 5 日 から

令和 8 年 6 月 2 5 日 まで (6 週間)

3. 指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域 (青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

4. 事実概要及び指名停止措置理由

当該事業者は、建設業法施行令第1条の2で規定する額を超える下請契約を、建設業許可を有しない者との間で締結した。このことが建設業法第28条第1項第6号に該当するとして、近畿地方整備局長より監督処分 (営業停止10日間) を受けた。

これは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号 (建設業法違反行為) に該当する。

5. 競争参加資格の種類

建設工事、物品役務等

(指名停止措置要領別表第2)

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 当該部局が所管する区域内において、建設業法 (昭和24年法律第100号) の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき (次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

一般社団法人 日本ホスピタリティテクノロジー協会  
東京都千代田区平河町2-5-5 全国旅館会館4階

### 2. 指名停止措置期間

令和8年4月17日から  
令和8年6月16日まで(2ヵ月)

### 3. 指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

### 4. 事実概要及び指名停止措置理由

代表理事のA氏は、観光庁が令和4年度に事務局を通じて事業者に交付した岩手県雫石町所在の廃業した旅館の撤去と跡地に建てた宿泊施設に関する事業の補助金において、事業者の関連会社の取締役として、水増しした虚偽の報告書を作成し、同補助金のうち2件で、約9000万円をだまし取ったとして、令和8年2月10日、詐欺の疑いで岩手県警察本部に逮捕された。

その後、A氏は別の廃業した飲食店などの工事をめぐる補助金約4000万円もだまし取ったとして、令和8年3月3日、岩手県警察本部に再逮捕され、同年3月24日、詐欺罪で起訴された。

### 5. 競争参加資格の種類

物品役務等

(指名停止措置要領別表第2)

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により控訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会  
東京都千代田区平河町2-5-5

### 2. 指名停止措置期間

令和8年4月17日から  
令和8年6月16日まで(2ヵ月)

### 3. 指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

### 4. 事実概要及び指名停止措置理由

元専務理事のA氏は、観光庁が令和4年度に事務局を通じて事業者に交付した岩手県雫石町所在の廃業した旅館の撤去と跡地に建てた宿泊施設に関する事業の補助金において、事業者の関連会社の取締役として、水増しした虚偽の報告書を作成し、同補助金のうち2件で、約9000万円をだまし取ったとして、令和8年2月10日、詐欺の疑いで岩手県警察本部に逮捕された。

その後、A氏は別の廃業した飲食店などの工事をめぐる補助金約4000万円もだまし取ったとして、令和8年3月3日、岩手県警察本部に再逮捕され、同年3月24日、詐欺罪で起訴された。

### 5. 競争参加資格の種類

物品役務等

(指名停止措置要領別表第2)

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により控訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内